

情報プラザ

羽幌町役場 ☎ 62-1211
 インターネット
 ホームページアドレス
<http://www.town.haboro.hokkaido.jp/>
 E-メールアドレス
seisaku@town.haboro.hokkaido.jp
 町長室のメールアドレス
sawayaka@town.haboro.hokkaido.jp
 ご意見お待ちしております

- 町長との語り合いの場
『ふれあいトーク』
5人～10人くらいのグループで
開催日の10日前までに申込みを！
- ☞お問合せ・申込み先
政策推進課広報広聴係(内線222)
- 出前講座(37講座)
『ほっと講座はぼろ』
5人以上の団体やグループが
主催する学習会等に町職員が
講師として出向きます
- ☞お問合せ・申込み先
社会教育課社会教育係(☎ 62-5880)
- ホタルの電話 ☎ 62-1310
1人でなやんで自分をイジメないで
かけてみよう『ホタルの電話』

平成17年度 農地パトロール実施

農業委員会では「農地と担い手を守り活かす運動」を展開するため、全国統一の強調月間として昨年ひき続き、10月20日に農地パトロールを実施しました。これは遊休農地の実態や、無断転用を防ぐ目的で行っているものです。今後は実施中に生じた課題の解消や、具体的な対応を検討していきます。

▶農業委員会に関する問合せ(☎ 62-1211 内線332)



エゾシカ狩猟期間における (平成17年11月11日～平成18年2月28日) 国有林の入林許可について

エゾシカ狩猟期間については、安全確保の観点から狩猟者以外の方の国有林への入林は許可しないこととしておりますので、ご理解とご協力をお願いします。

▶問合せ先/留萌北部森林管理署(☎01632-2-1151)

お知らせ

預金保険制度(ペイオフ本格実施)

平成17年4月以降、当座預金や利息の付かない普通預金は「決済用」として全額保護され、定期預金や利息の付く普通預金などは1金融機関につき預金者1人当たり、元本1千万円までとその利息が保護されます。具体的にどの預金が「決済用預金」に該当するかなどの詳細は金融機関の窓口等にお問い合わせください。

預金等保護の姿		
預金等の分類		平成17年4月から
決済用預金	当座預金・利息の付かない普通預金等	全額保護(恒久措置)
一般預金等	利息のつく普通預金・定期預金・定期積金・元本補てんのある金銭信託(ビッグなど)等	合算して元本1,000万円までとその利息等を保護
外貨預金、元本補てんのない金銭信託(ヒットなど)、金融債(保護預り専用商品以外のもの)等		保護対象外

▶問合せ先/預金保険機構 ☎ 03-3212-6029
 北海道財務局 ☎ 011-709-2311

北海道中小企業総合振興資金

(景気変動対策特別貸付)

～融資対象を拡大しました～

このたび北海道では、原油価格の高騰により影響を受けている中小企業者の皆さんがより利用しやすいように「景気変動対策特別貸付」の融資対象を次のとおり拡大しました。

■ 融資対象 (拡大部分のみ)

原油価格高騰の影響により、最近3カ月の売上高に対する「売上原価」または「販売費及び一般管理費」の割合が前年同期に比べ増加している中小企業者等で、この特別貸付により経営の安定が図られるもの。

■ 資金使途 / 事業資金 (設備資金、運転資金)

■ 融資金額 / 5,000万円以内

■ 融資期間 / 10年以内 (うち据置期間3年以内)

■ 融資利率 / 固定金利 3年以内⇒年1.3%

10年以内⇒年1.9%

変動金利 年1.3% (融資期間が3年を超える場合に限りです)

■ 担保・償還方法 / 取扱金融機関の定めるところによります。

■ 信用保証 / 必要により信用保証協会の保証付きとなります。

■ 取扱機関 / 北海道銀行、信用金庫、商工中金、信用組合など

■ 取扱期間 / 平成17年10月20日～平成18年3月31日

■ 申込方法 / 融資あっせん申込書に必要な事項を記載し、必要な書類を添えて商工会または北海道中小企業団体中央会に申し込んでください。(必要な書類の内容は、下記に問合せください。)

▶ 問合せ先 / 羽幌町商工会 (☎62-2209)

留萌支庁商工労働観光課 (☎0164-42-8441)

設備貸与・設備資金貸付制度

北海道では、小規模企業者(従業員50人以下の事業者)の創業や経営基盤の強化に必要な設備導入を支援しています。

■ 設備貸与 (割賦販売又はリース)

設備価格 / 100万円～6,000万円

割賦期間 / 5年、7年 (リースは3～7年)

割賦損料率 / 年2.75%

(月額リース料率は7年1.406%等)

■ 設備資金貸付 (設備価格の1/2以内を貸付)

貸付額 / 50万円～4,000万円

償還期間 / 7年以内

金利 / 無利子

▶ 問合せ先 / (財)北海道中小企業総合支援センター

☎011-232-2404

職場でのトラブルの解決を 労働局がお手伝いします

職場でのトラブル(解雇、配置転換、賃下げ、セクハラ、いじめ等)でお困りではありませんか。

北海道労働局では、個々の労働者の方と事業主の間の紛争を迅速に解決するシステムとして無料で個別労働紛争の解決援助サービスを提供しています。

次の相談コーナーで労働者の方、事業主の方からの相談や情報の提供を行なっていますので、お気軽に相談ください。事案によっては、当事者の間に紛争調整委員会(弁護士、大学教授など)が入り、双方の主張を確かめて、場合によっては、あっせん案を提示するなど、紛争当事者間の調整を行ない、話し合いを促進することにより、紛争の円満な解決を図る「あっせん」を実施します。

▶ 相談コーナー

・北海道労働局札幌総合労働相談コーナー

時間 / 午前9時～午後5時

☎ 011-223-8712

・北海道労働局総合労働相談コーナー

時間 / 午前8時30分～午後5時

☎ 011-709-2311 (内線 3576・3577)

「年末資金」のご案内

国民生活金融公庫では、例年どおり年末事業資金を取扱い中です。また、新たに事業を始められる方への融資の相談もお受けしています。

年末の商品仕入れや手形の決済、従業員へのボーナスの支払いなどに国民生活金融公庫の資金をお役立てください。

なお、年末は申込みが集中することが予想されますので、お早目のご相談をお待ちしています。

■ 融資条件

融資限度額 / 4,800万円

資金の使いみち / 事業資金(運転資金・設備資金)

利率 / 年1.55%～(平成17年9月20日現在)

返済期間 / 運転資金5年以内・設備資金10年以内

保証人・担保 / 融資に際しての保証人・担保(不動産、有価証券等)などにつきましては、希望に応じてご相談させていただきます。

▶ なお、この他に、使いみちによって融資額や返済期間および利率が有利な融資制度もあります。

詳しくはもよりの商工会、または国民生活金融公庫旭川支店(☎0166-23-5241・融資相談係)までご相談ください。